

### 「農薬空容器の回収率」

平成17年度目標値：50%

平成22年度目標値：100%

### (P C B 廃棄物)

P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、有害な廃棄物ですが、国内における処理体制が未整備であることから、排出事業者において長期の保管状態が続いていること、早期処理が課題となっています。このため国において、P C B廃棄物の保管処分等について必要な規制を行うとともに、P C B廃棄物の処理体制を整備し、その処理を推進するため「P C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、平成13年7月から施行されています。なお国は北九州市に広域的なP C B廃棄物の無害化処理施設の設置を進めており、県としても、事業者に対して適正な保管・管理の指導を行うとともに、P C B廃棄物処理計画を策定し、関係県と協調して取組み、県内のP C B廃棄物の早期処理を推進します。

### (医療系廃棄物)

医療機関等から発生する使用済みの注射針等の感染性の廃棄物については、国の「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、特別な管理により適正な処理が必要です。このため、マニュアルの周知徹底を図るとともに、感染性廃棄物の処理状況等を確認し、適正処理を指導します。

## 4 産業廃棄物処理施設の確保

### (1) 施設の確保方針

循環型社会にあってもそれを支えるリサイクル施設や廃棄物処理施設の確保が不可欠であり、安全で安心できる施設の整備を促進していく必要があります。産業廃棄物については、排出事業者処理責任に基づいて民間処理を原則としていることから、必要な処理施設の確保についても排出事業者自らあるいは処理業者による施設整備を基本とします。

しかし、処理施設の設置に当たっては、地域で紛争になる場合も多く、このため、地域住民の理解が得られるよう環境アセスメントを十分に活用するとともに、熊本県産業廃棄物指導要綱等に基づいて、適正な立地に係る指導・助言を行います。さらに、事前に事業計画の周知を図り十分な説明を果たすべく事業者への指導を行い、生活環境の保全に係る地域監視体制を含めた環境保全協定の締結など市町村と協力し地域住民との合意形成に努めます。また、産業廃棄物の種類別・地域別排出状況や輸送コスト等を考慮し処理施設の適正な配置に配慮します。

なお、管理型最終処分場のひっ迫等の状況において民間による処理施設の整備が困難な場合においては、生活環境の保全や経済活動の維持促進を図るため、それを補完して公共関与による整備も検討する必要があります。

## (2) 施設の確保方策

産業廃棄物処理施設の民間事業者等による整備促進を図るため、施設整備に関する県の相談窓口を強化するとともに、熊本県生活環境保全施設等整備資金や国等の支援制度に関する情報を提供します。また、産業廃棄物処理施設の受入市町村への支援方策等についても検討します。

### (安定型最終処分場の確保)

安定型最終処分場については、産業廃棄物の搬入管理を徹底することにより適正な処理が確保されることから民間事業者による整備を促進します。

### (管理型最終処分場の確保)

管理型最終処分場については、産業廃棄物の搬入管理や埋立終了後の浸出水処理施設の維持管理など適切に行う必要があり、より一層の安全性、信頼性を高めるための措置を講じるよう指導します。なお、民間事業者による整備を基本としつつも、処理動向等によりそれを補完して公共関与による整備について調査・検討をします。

### (中間処理施設の確保)

リサイクル施設や焼却施設など中間処理施設については、産業廃棄物の無害化、減量化、再資源化等を推進するため必要な施設であり、必要な施設の整備を促進します。なお、施設の高度化等に伴い排出事業者や処理事業者等の協業化による共同処理施設の促進方策について検討します。

## (3) 自県内処理の推進と県外廃棄物の搬入管理

P C B 廃棄物など特別な廃棄物を除き、原則として県内で発生する廃棄物は県内で処理することを目指して処理体制の確保に努めます。また、無秩序な県外廃棄物の流入は、県内廃棄物の適正処理に影響を与えること等から、事前協議制による把握など県外廃棄物の搬入の管理を行い適正処理の指導に努めます。

## 5 公共関与の推進

産業廃棄物については、排出事業者責任に基づいて民間処理を原則としていることから、必要な処理施設についても民間事業者による確保を基本としつつも、民間による整備が困難な場合は、生活環境の保全や経済活動の維持促進を図るため、それを補完して公的な関与により施設の確保を図る必要があります。県内において、安定型処分場については、リサイクルの進展等もあり、民間処分場での受入れは今後も十分可能と見込まれていますが、民間処理業者が設置する管理型最終処分場については表4-1のとおり平成12年度末で約516千m<sup>3</sup>となっており、残余年数は約5年で現状のまま推移すれば平成18年度には不足すると予想されます。